

7. 太陽光発電設備導入マニュアル等の作成

市町村等が太陽光発電設備導入を検討するときに参考となる事項をまとめたマニュアル(案)を作成した。

マニュアル(案)の内容を次に示す。

自家消費を前提とした 太陽光発電導入マニュアル（案）

令和5年1月

奈良県

1

目次

はじめに

第1章 対象施設の選定

1.1 導入対象施設の選定5

第2章 導入可能性調査の実施

2.1 調査フロー15

2.2 基礎資料の収集16

2.3 現地調査17

2.4 発電規模の検討18

2.5 設計・施工性の検討19

2.6 災害対応（蓄電池等）の検討19

2.7 導入効果の確認19

第3章 太陽光発電設備の導入

3.1 概算費用21

3.2 財源の確保（補助事業の活用）22

3.3 民間事業者との連携29

第4章 その他

4.1 EV充電インフラの同時導入34

4.2 省エネ・再エネ設備の同時導入（ZEB化）35

4.3 再エネ電気の調達（不足分電気の調達）36

4.4 自営線による再エネ電力調達39

4.5 駐車場を活用したソーラーカーポートの導入40

2

はじめに

- 脱炭素ロードマップ（令和3年6月国・地方脱炭素実現会議決定）において、2030年度までに国・地方公共団体が保有する設置可能な建築物屋根等の約50%に太陽光発電を導入することを目指すとしている。
- また、固定価格買取制度による買取価格の低下により、安定的な事業収益が見込める環境がなくなることが想定されており、今後は自家消費を前提とした太陽光発電への切り替えを進めていく必要がある。
- 公共施設においては、通常時は再生エネルギーを使用する割合を高め、非常時には災害拠点や避難所機能を高めることで、地域の地球温暖化防止行動とレジリエンス強化を同時に実現することが求められている。
- 本マニュアルは、公共施設等を対象として、市町村担当者等が自家消費を前提とした太陽光発電の導入を検討する際に参考となる事項をまとめ、公共施設等における太陽光発電の導入推進を図ることを目的としている。

3

第1章 対象施設の選定

第2章 導入可能性調査の実施

第3章 太陽光発電設備の導入

第4章 その他

4

1.1 導入対象施設の選定

①対象施設の選定条件

以下の条件を考慮して、総合的に評価し対象施設を選定する。

- 1) 施設の立地条件について、各種ハザードマップで確認
- 2) 優先順位を判断するための評価項目
 - a. 所管課の合意が得られる公共施設であること
 - b. パネル設置スペース（屋根、遊休地）があること
 - c. 自家消費電力需要量が一定程度あること
 - d. 屋根にパネル設置する場合、建物の構造強度があること
 - e. 建て替え予定が無いこと（建物を一定期間使うこと）
 - f. 避難所としての活用の有無（災害時における活用）
 - g. その他の配慮事項

5

1.1 導入対象施設の選定

②ハザードマップの確認

- 各種ハザードマップに示された被害想定区域に、設備を導入する対象施設が立地していないかどうか、確認しておく。
- リスクのある地域の場合、補助事業の対象にならない可能性があるため、注意する必要がある。
- 特に、防災拠点や避難施設としての利用が見込まれる施設では、浸水区域内に立地していないか、太陽光発電設備や蓄電池設備等が浸水しない高さに設置可能かをよく確認しておく必要がある。
- 国や県が浸水想定区域等の被害想定を見直した際には、順次ハザードマップの更新も行われているが、ハザードマップの情報が古い場合は、国や県が公表している浸水想定区域図等で浸水状況等を確認する。
 - ◆ 地震ハザードマップ（ゆれやすさマップ、液状化危険度マップなど）
 - ◆ 河川の氾濫などによる洪水や内水氾濫のハザードマップ
 - ◆ ため池ハザードマップ
 - ◆ 土砂災害ハザードマップ

6